

森づくり活動団体登録要領

制定 令和 6 年 4 月 1 日
農林水第 32 - 4 号

(登録制度の目的)

第1 「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するため、県内で森づくり活動を行っている団体を「森づくり活動団体」として登録し、森づくり活動情報を適切に収集し、今後の森づくり施策に活用することを目的とする。

(登録の対象となる団体)

第2 登録の対象は、県内において森づくり活動（歩道作設・修理、地拵え、植え付け、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、林内清掃等）を非営利かつ自発的に実施する団体とする。ただし、森林内での体験学習やイベントなどの普及啓発活動のみを行う団体は対象から除く。

(登録の申請)

第3 登録を受けようとする団体は、登録申請書（様式1）をみえ森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）あて提出するものとする。

2 サポートセンターは、前項の登録申請書を受理し、適当と認めた場合には「森づくり活動団体」として登録（以下「登録団体」という。）し、登録通知書（様式2）により申請者へ通知する。

(登録内容の変更または抹消の申請)

第4 登録団体が、登録内容の変更または抹消を求める場合は、登録の変更・抹消申請書（様式3）をサポートセンターあて提出するものとする。

2 サポートセンターは、前項の提出があった場合には、すみやかに登録内容を変更または抹消するものとする。

3 サポートセンターは、登録団体による森づくり活動において、不適切な事案が確認された場合には登録を抹消することができる。

(登録団体への支援)

第5 登録団体に対して、サポートセンターは下記の支援を行うものとする。

- (1) 団体及び活動情報の紹介
- (2) 活動するフィールドの情報提供
- (3) 技術向上のための研修等の開催案内

- (4) 活動に必要な資材の貸出
- (5) その他必要な事項

(登録団体情報の取扱い)

第6 サポートセンターは、登録団体の情報については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) サポートセンターは、登録申請書(様式1)により登録団体に公開の可否を確認したうえで、ホームページにより登録団体の団体名、代表者氏名、連絡先、ホームページ等のアドレス、設立年月日、会員数、会費、活動地域、活動内容等を公開する。
- (2) サポートセンターは、県民・企業・行政等からの問い合わせがあった場合には、前号に示す項目以外であっても、あらかじめ登録団体の了承を得たうえで情報を公開することができる。
- (3) 上記以外の情報公開は原則行わないものとする。
- (4) サポートセンターは、森づくり活動に関する研修やイベント等について、必要に応じて登録者へ案内するほか、登録者の森づくり活動状況を把握するために登録者情報を活用することができる。

(活動状況調査)

第7 サポートセンターは、森づくり活動状況を把握するため、登録団体に対し、毎年度調査を行うものとする。

- 2 登録団体は、前項に基づく調査に協力するものとする。

(事務処理)

第8 第3から第7に定める事務処理は、みえ森づくりサポートセンター運営業務として受託者が行うものとする。

(定めのない事項等)

第9 この要領に定めのないもののほか、必要な事項は、県林業研究所長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日に制定し、令和6年4月1日から適用する。
なお、令和6年4月1日をもって、森づくり活動団体登録要領(平成28年4月1日付け森づくり第1号。以下「旧要領」という)はこの要領に移行し、旧要領の森づくり活動団体は、この要領に基づく登録団体へ移行するものとする。